

公有水面埋立ニ関スル取扱方ノ件

〔大正11年4月20日發上第35号〕
〔土木局長から地方長官へ〕

公有水面埋立法及同法施行令本年4月10日より施行セラレ候ニ付テハ左記事項御
承知ノ上御処理相成度

記

1 法第1条及施行令第1条〔現法第1条第3項〕ノ「溝渠又ハ溜池」中ニハ泉、
悪水溜、水溜、塩廻シ、塩溜等溝渠又ハ溜池ニ準スヘキ水流、水面ヲ包含シ又
「変更」中ニハ位置、形状ノ変更ハ勿論個數ヲ増減シ又ハ従前ト同一ノ用途ニ供
スル目的ヲ以テ溜池ニ更フルニ揚水機ヲ新設スル場合ヲモ包含スルモノトシテ御
取扱相成可然

2 從來埋立免許願書ハ下級行政庁ヲ經由シテ提出セシムル向モ有之候処爾今ハ直
接道府県庁〔現都道府県知事〕ニ提出セシムルコトニ御取扱相成度尚競願処理ノ
關係モ有之願書受理ノ日ヲ明確ナラシムル様御注意相成度

3 河川法適用ノ水流、水面ニ付テハ公有水面埋立法ノ適用ナキ義ニ付御注意相成
度
〔不適用〕

4 土地ノ所有權ヲ享有スルコトヲ得サル外国人乃外國法人ニハ埋立ヲ免許スルヲ
得サル義ニ付御了知相成度

5 施行令第2条ノ図面ハ左ノ通調製セシメラレ度 〔現規則第2条により廃止〕

(1) 一般平面図

縮尺五万分ノ一以上ノ陸地測量部ノ刊行図又ハ之ニ準シ調製シタル図面ニ埋
立ニ関スル工事ノ施行区域ヲ記載スルコト

(2) 実測平面図

縮尺ハ五十分ノ一以上トシテ埋立ニ関スル工事計画区域ノ全部及其ノ周囲ノ
地形及工作物ノ位置等ヲ示シ且工事計画区域内及其ノ附近ニ名勝、旧跡、古墳、
墓、天然記念物等アルトキハ其ノ名称及位置ヲ示スコト

(3) 求積平面図

縮尺ハ五十分ノ一以上トシ埋立地ノ面積算出ノ方法及計算表ヲ記入シ且埋立
地内ニ於ケル堤防、道路、溝渠、物揚場其ノ他ノ工作物ノ敷地ヲ區別シテ明記
スルコト

(4) 横断面図及縦断面図

縮尺ハ横五十分ノ一以上縦百分の一以上トシ水準基線ハ陸地測量部水準基標
ニ準拠スルコト但シ陸地測量部水準基標ニ準拠スルコト能ハサル場合ニハ別ニ
水準基標ヲ設クルコト

(5) 工作物構造図

縮尺ハ百分の一以上トシ其ノ構造及寸法ヲ示スコト

第4号及第5号ノ図面ニハ高水位、低水位、又ハ満潮位、干潮位等ヲ記載ス
ルヲ要ス

6 埋立地（陸地）ト公有水面トノ境界ハ潮汐干満ノ差アル水流、水面ニ在リテハ
春分及秋分ニ於ケル満潮位、其ノ他ノ水流、水面ニ在リテハ高水位ヲ標準トシ之
ヲ定ムルコトニ御取扱相成度

7 施行令第5条〔現令第3条第1項〕中「埋立ノ出願ニシテ免許シ得ヘキモノ」
トアルハ埋立ニ関スル工事ノ施行カ公益上支障ナク且事業遂行ノ見込確實ナルモ
ノニシテ埋立ニ関スル法令ノ規定ニ依リ免許シ得ヘキモノヲ指ス義ニ有之

8 公共団体ノ出願ト個人ノ出願トカ競願トナリタルトキハ事業計画上ヨリ觀察シ
テ公益上及經濟上ノ価値同等ナル場合ニハ公共団体ノ出願ヲ以テ公益上ノ価値大
ナルモノトシテ処理スヘキ義ト御了知相成度

9 法第11条ノ「其ノ事件ノ要領」トハ少クモ埋立ノ免許ヲ受ケタル者ノ住所、
氏名、埋立ノ場所、埋立ノ面積、埋立ノ目的並埋立ニ関スル工事ノ着手及竣功ノ
期限ヲ包含スル義ニ有之
〔現法第11条により廃止〕

10 施行令第18条ノ規定ニ依リ免許料ヲ地方公共団体ニ帰属セシムル場合ニ於テハ大体国又ハ各地方公共団体カ現ニ支出シ又ハ支出シタル費用ヲ標準トシ帰属ノ割合ヲ定メ例ヘハ地方公共団体カ費用ノ全部ヲ現ニ支出シ又ハ支出シタル場合ニ於テハ免許料ノ全部ヲ地方公共団体ニ帰属セシムルコトニ御取扱相成度

[現令第18条により廃止]

11 法第27条ノ規定ニ依リ埋立地ニ関スル権利ノ設定又ハ譲渡ニ付埋立ノ免許条件ヲ以テ地方長官ノ許可ヲ受クヘキ旨ヲ定ムルコトヲ得ルハ埋立ノ免許条件ヲ以テ埋立地ニ関シ竣功認可後ニ於テ遵守スヘキ義務ヲ命スルヲ要スル場合ニ限ル義ニ付御注意相成度 [旧法のみ適用]

12 施行令第25条ノ実測平面図及求積平面図ハ縮尺ヲ二千五百分ノ一以上トシテ第5項ノ実測平面図及求積平面図ニ準シ何レモ実測シタル結果ヲ記入セシメラレ度 [現規則第11条により廃止]

13 埋立ニ関スル工事ノ施行区域ヲ分割シ各区域ニ付異ル竣功期間ヲ指定シタルモノニ就テハ其ノ竣功区域毎ニ竣功認可ヲ為スヲ妨ケサレトモ右ハ残工事ノ竣功ニ妨ケナク且公益ニ害ナキ場合ニ限ル義ニ付御注意相成度

14 従来護岸、堤塘ハ総テ之ヲ国ニ帰属セシムルコトニ御取扱相成居候向モ有之候処爾今ハ公用又ハ公共ノ用ニ供スルノ必要アリト認ムルモノニ限り国ニ帰属セシムルコトニ御取扱相成度

15 法第42条ノ承認又ハ通知ニ付テハ施行令第2条〔現法第2条第2項・第3項〕又ハ同令25条〔現規則第11条〕ノ規定スル所ニ準シ適宜御措置相成度尚各省ヘ其ノ旨及通牒置候条御了知相成度

16 施行令第32条ノ規定ニ依ル認可申請ノ場合ニハ左ノ事項ヲ詳具セラレ度

[昭49.6.14港管1580号により廃止]

(1) 埋立ノ免許ノ事由尚施行令第32条第1号ノ場合ニ於テハ其ノ拒否ノ事由

(2) 埋立ノ免許又ハ追認ノ条件

(3) 起業ノ確否

(4) 免許料算定ノ基礎

(5) 施行令第32条第8号ノ場合ニ在リテハ免許料ヲ帰属セシムル地方公共団体及其ノ帰属ノ割合ヲ定ムル根拠尚施行令第32条第1号乃至第7号(及同令第9号)ノ場合ニハ其ノ免許願書類ノ副本ヲ添附相成度

17 国ニ於テ埋立ヲ為ス場合ニ於テ施行令第32条各号ニ該当スル事項ニ就テハ当省大臣ノ認可ヲ受ケラレ度 [地方自治法第245条の2により廃止]

18 施行令第32条第2号〔現第1号〕ノ河川ノ支流川等ニ於ケル埋立ニシテ之ニ著シク影響ヲ及ホス虞アルモノハ其ノ本流ニモ著シク影響ヲ及ホスモノト被認候ニ付是等ノモノハ同条第3号〔現第2号〕ニ依リ認可ヲ受クルヲ要スル義ト御承知相成度 [現令第32条により廃止]

19 施行令第32条ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケタル埋立ノ免許ニ関シ、免許願書及添附図書ニ記載ノ事項ヲ変更シ又ハ免許条件ヲ変更セムトスルトキハ更ニ認可ヲ受クヘキ義ト御承知相成度 [昭49.6.14港管1580号により廃止]

20 公有水面占用ノ許可ヲ受ケテ水産物養殖場又ハ乾船渠ヲ築造シタル者其ノ地盤ノ所有權ヲ取得セムトスル場合ハ埋立ニ関スル法令ノ規定ニ依リ其ノ築造ニ関スル手續ヲ履マシムルコトニ御取扱相成度

21 法ノ附則第2項ニ依リ処分ニ付シタル条件ヲ変更シ又ハ処分ニ条件ヲ附セムトスルトキハ施行令第32条第2号乃至第7号ニ該当スル埋立ノ免許ニ対スルモノニ付テハ当省大臣ノ認可ヲ受クルヲ要スル義ト御了知相成度

[地方自治法第245条の2により廃止]

22 大縄権ハ土地所有権ニ非スシテ埋立免許権ナルニ付法2ノ附則第2項ニ依リ貴官ノ定ムル期間内ニ実施設計認可ノ申請ヲ為サシメ且其ノ他ノ必要ナル条件ヲ附スルコトニ御取扱相成度

23 左ニ掲クル事項ハ遅滞ナク其ノ要領ヲ当省大臣ニ報告セラレ度

- (1) 埋立免許願書ノ受理 [(1)は、大14.10.7発土第40号により廃止]
- (2) 埋立ノ免許ノ拒否
- (3) 施行令第32条ノ規定ニ依ル認可ヲ要セサル埋立ノ免許
- (4) 法第6条ノ規定ニ依ル裁定
- (5) 法第10条ノ規定ニ依ル処分
- (6) 第13条ノ期間ノ伸長ノ許可及法第34条第1項但書ノ規定ニ依ル埋立免許ノ効力ノ復活 [(2)~(6)は、昭19.3.31港第406号により廃止]
- (7) 法第22条ノ竣功認可 [(7)は、地方自治法第245号の2により廃止]

24 本通牒ハ施行令第33条ノ水産物養殖場又ハ乾船渠ノ築造ニ関シ準用アルモノト御了知相成度

公有水面の埋立ての適正化について

〔昭和40年9月1日港管第2021号、建河発第341号
港湾局長、河川局長から港湾管理者の長・都道府県知事あて〕

近時、公有水面の埋立てによる埋立地の造成により、国土の開発が図られているが、一方において当該埋立地を公有水面の埋立て（以下「埋立て」という。）の免許の際の使用目的以外に転用しようとする事例も見受けられるところである。

埋立ての免許は、国有財産である公有水面について権利の設定をするものであるので、埋立地の使用は、埋立ての免許の目的に従って公共の福祉に適合するようなされるべきものであり、事業の都合のみにより、みだりにその使用目的を変更することは、公有水面埋立法の趣旨に適合しないものとする。

よつて、かかる事態を防止し、公有水面埋立てに関する行政の適正な執行を図るため、下記により措置されたく、通達する。

記

1 埋立ての免許又は承認は、原則として、次に掲げるものについて行なうものとする。

- (1) 法令に基づき土地を収用し又は使用しうる事業のため必要な埋立て
- (2) 国又は公共団体が行なう埋立て
- (3) (1)に掲げるもののほか私人が行なう埋立てで公共の利益に寄与するもの

2 埋立ての免許に当たつては、当該埋立ての目的、出願者の資力及び信用、事業計画及び資金計画の内容、工事实施の方法等を厳重に審査し、当該埋立てを的確に遂行する意思と能力を有すると認められる場合にのみ免許するものとする。

3 埋立権の譲渡の許可は、みだりにこれを行なわないものとし、当該許可をする場合においては、2により措置するものとする。

4 埋立ての免許に当たつては、次に掲げる条件を附するものとする。この場合において、(2)の条件について、公有水面埋立法第27条第2項の規定による登記の嘱託を行なうものとする。

〔昭和48.9法律第84号改正前に免許を受けた埋立てに適用〕

- (1) 埋立地を埋立ての免許の際の使用目的以外に使用する場合には、免許権者の許可を要するものとする。
- (2) 埋立地に関する権利の設定又は譲渡については、免許権者の許可を要するものとする。

5 既に免許を与えている埋立てで竣工認可前のものについては、4の措置を講ずる等により、埋立地の適正な使用がなされる措置をするものとする。

〔昭和48.9法律第84号改正前に免許を受けた埋立てに適用〕

公有水面埋立法の一部改正について

〔昭和49年6月14日港管第1580号、建設省河政発第57号
港湾局長、河川局長から港湾管理者の長、都道府県知事あて〕

公有水面埋立法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）は、昭和48年法律第84号をもつて昭和48年9月20日に公布され、昭和49年3月19日から施行された。改正法の施行に伴い、公有水面埋立法施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第56号）及び公有水面埋立法施行規則（昭和49年運輸省・建設省令第1号）がそれぞれ昭和49年3月18日に公布され、同年3月19日から施行された。

今回の公有水面埋立法の改正の趣旨は、近年における埋立てを取り巻く社会経済環境の変化に即応し、公有水面の適正かつ合理的な利用に資するため、特に自然環境の保全、公害の防止、埋立地の権利処分及び利用の適正化等の見地から所要の改正を行つたものである。

本法令の施行に当たっては、下記の点に留意のうえ、遺憾なきを期するとともに、今後の埋立てについては、従来以上に環境保全等に留意しつつ公共の利益に寄与するよう慎重に処理することとされた。

なお、本通達において、「法」とは公有水面埋立法（大正10年法律第57号）を、「令」とは公有水面埋立法施行令（大正11年勅令第194号）を、「則」とは公有水面埋立法施行規則をいうものとする。

記

1 埋立免許の願書等について（法第2条、則第1条、第2条及び第3条関係）

(1) 免許書の様式について（法第2条第1項関係）

免許書は、別記様式(1)によること。

(2) 願書等の提出部数について（法第2条第2項関係）

願書は、正本1通、副本（大臣認可に係るものに限る。）1通とすること。

また、願書及び関係図書の写しは、縦覧、地元市町村長の意見徴取その他の諸手続を考慮して必要な部数を定め、出願時に提出させること。

(3) 埋立ての理由等について

免許の審査に際しては、埋立てを必要とする理由及び埋立ての規模の算出根拠を確認すること。また、工業用途の埋立てであつて、立地予定業種が特定しているものについては、その生産規模を確認すること。

(4) 埋立地の用途について（法第2条第2項第3号、則第1条及び別記様式第1関係）

イ 法第2条第2項第3号の埋立地の用途は、法第3条の規定による出願事項の縦覧及び地元市町村長の意見徴取、法第4条の規定による埋立免許基準、法第13条ノ2の規定による出願事項の変更並びに法第29条の規定による埋立地の用途変更の許可等の埋立地の用途に関する規定の趣旨を考慮して定めさせる必要があるが、なるべく具体的であること。

ロ イの場合において、埋立地の用途のうち工業用途については、ハからホまでによるほか、少なくとも、統計法の規定による日本標準産業分類のうち中分類によること。

ハ 工業用途のうち、石油製品製造業用地と、石炭製品製造業用地は区分するものとし、また、金属製品製造業用地及び機械器具製造業用地は併せて金属機械器具製造業用地とすることができるものであること。

ニ 工業用途のうち、中小企業工業団地造成のための埋立てでロにより定め難いものについては、製造業用地として用途を定めることができるものであること。

ホ 主たる工業用地の関連工業用地は、主たる工業用地と同一の用途として取り扱うこと。

ヘ 独立した用途として表示されない公共施設用地についても、免許権者は、法第24条第1項ただし書の規定に基づき、免許条件をもつて公共帰属させることができるものであること。

- (5) 環境保全に関し講じる措置を記載した図書について（則第3条第8号関係）
「環境保全に関し講じる措置を記載した図書」とは、埋立て及び埋立地の用途に関する環境影響評価に関する資料を含む環境保全措置を記載した図書であること。

2 縦覧等について（法第3条関係）

(1) 告示について（法第3条第1項関係）

- イ 「事件ノ要領」として告示する事項は、法第2条第2項第1号から第3号までに掲げる事項、出願の年月日及び縦覧場所とすること。
ロ 告示は、免許権者の定める方法で行うこととし、必要に応じて、埋立予定区域を地先水面とする場所における掲示、新聞への掲載等により地域住民への周知を図ること。

(2) 縦覧について（法第3条第1項関係）

- イ 縦覧事項としての「関係図書」とは、利害関係者が埋立ての内容を知るに足りる関係図書をいうものであり、少なくとも、則第2条第1号、第2号及び第4号並びに第3条第5号及び第7号から第9号までに掲げる図書は含まれるものであること。
ロ 縦覧場所は、地域住民の閲覧の利便を考慮して適当な箇所に定めること。

(3) 地元市町村長の意見徴取について（法第3条第1項及び第4項関係）

- イ 期限の指定については、原則として4月以内の期限を指定するものとする。なお、期限の指定に当たっては、特別に地元市町村議会の臨時会の開催を余儀なくさせることのないよう配慮すること。
ロ 意見徴取は、免許権者において免許し得べきものと思慮したときに直ちに行うものとする。
ハ 意見徴取は、縦覧期間の満了の日前において行つても差し支えないものであること。

(4) 関係都道府県知事への通知及び関係都道府県知事の周知措置について（法第3条第2項、令第4条関係）

- イ 通知すべき場合は、埋立てが埋立てそのもの及び埋立地の利用により他の都道府県の環境等に影響を及ぼすおそれがあると認められるときであり、通知事項は、(1)イの告示した事項及び告示した年月日とすること。

- ロ 関係住民に周知させる事項は、免許権者から受けた通知事項であり、周知の方法は、(1)ロの方法に準ずるべきものであるので、通知の際、その旨関係都道府県知事に連絡すること。

(5) 意見書の取扱いについて（法第3条第3項関係）

- 免許者は、提出された個々の意見書についてその評価を行うとともに、合理的な理由があると認められるときは、これを尊重して免許処分に反映させる措置を講じること。

3 埋立ての免許基準について（法第4条第1項及び第2項、則第5条及び第6条関係）

(1) 埋立ての免許基準の性格について

- 法第4条第1項各号の基準は、これらの基準に適合しないと免許することができない最小限度のものであり、これらの基準のすべてに適合している場合であつても免許の拒否はあり得るので、埋立ての必要性等他の要素も総合的に勘案して慎重に審査を行うこと。

(2) 国土利用上適正かつ合理的なることについて（法第4条第1項第1号関係）

- 埋立てそのもの及び埋立地の用途が国土利用上適正かつ合理的であるかどうかにつき慎重に審査すること。

(3) 環境保全の配慮について（法第4条第1項第2号関係）

埋立てそのものが水面の消滅、自然海岸線の変更、潮流等の変化、工事中の濁り等に関し、海域環境の保全、自然環境の保全、水産資源の保全等に十分配慮されているかどうかにつき慎重に審査すること。

(4) 公共施設の配置及び規模について（法第4条第1項第4号、則第5条関係）

イ 則第5条第2号の公園、緑地及び広場に関する技術的細目を適用するに当たっては、環境保全等の重要性にかんがみ、埋立てが新たに土地を形成するものである点を考慮し、また、埋立地の規模、用途、区画割及び周辺の状態を勘案して、全体として十分なオープンスペースが確保されることとなるよう運用すること。

ロ 則第5条で規定する公共施設以外の公共施設についても、法第4条第1項第4号の規定により、その配置及び規模が適正であることが必要であり、審査に当たり十分留意すること。

(5) 令第7条の法人の行う分譲を目的とする埋立てについて（法第4条第1項第5号、令第7条関係）

イ 分譲を目的とする埋立ての主体を限定した趣旨にかんがみ、当該法人の事業活動の公共性、公益性、埋立地の処分方法等について慎重に審査すること。

ロ 土地の造成及び処分の業務の運営が、定款、協定等に基づき、資金計画、事業計画等の作成又は変更について、出資した国又は公共団体の許可、承認等を必要とすることとなっている等当該国又は公共団体の監督のもとになされることになっていることを確認すること。

ハ 令第7条各号の条件が免許後も維持されるよう、必要に応じ、免許条件を付することにより担保すること。

4 出願事項の変更等の許可について（法第13条ノ2関係）

(1) 埋立区域の変更について

法第13条ノ2の規定により出願事項のうち埋立区域の縮小等の許可の制度が創設されたが、免許に係る埋立区域以外の区域を新たに埋立区域とするときは、新規の免許が必要となるので留意すること。

(2) 主務大臣の認可について〔地方自治法第245条の2により廃止〕

主務大臣の認可に係る埋立てについて法第13条ノ2第1項の規定による許可又は法第42条第3項ただし書の規定による承認をしようとするときは、主務大臣の認可を受けること。(1)による新たな埋立てで主務大臣の認可に係る埋立てに接続して行われ、当該認可に係る埋立てと利用計画上一体と認められるものの免許又は承認についても、同様とすること。

5 竣功認可の告示等について（法第22条第2項関係）

(1) 竣功認可の告示について（法第22条第2項関係）

告示する事項は、竣功認可の年月日、竣功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名、埋立区域の位置、区域及び面積、埋立ての免許の年月日及び番号並びに法第22条第3項の市町村名とすること。

(2) 関係図書の範囲について（法第22条第2項関係）

市町村長に送付すべき「関係図書」には、少なくとも、則第11条第2項各号に掲げる図面は含まれるものであること。

6 埋立地の所有権取得について（法第24条第1項関係）

埋立地の所有権取得の時期については、従来の竣功認可の日から竣功認可の告示の日に改められ、これに伴って埋立地の表示登記はこの告示の写しを持参することにより行われることとなるので留意すること。

7 埋立地に関する権利の移転又は設定の許可について（法第27条関係）

(1) 権利の移転又は設定の相手方の選考方法について（法第27条第2項第4号関係）

権利の移転又は設定の相手方は公募することが望ましいが、公募により難い特別の事由がある場合には、公募以外の方法による選考もあり得ること。

(2) 相手方が用途変更する場合の権利の移転又は設定の許可について（法第27条第2項第5号関係）

権利の移転又は設定の相手方が埋立地を法第11条又は第13条ノ2第2項の規定により告示した用途と異なる用途に供しようとする場合には、法第29条第2項第2号から第4号までの許可基準をも照らし合わせ、法第27条第1項の許可の可否を決定すべきものであること。

8 追認制度の廃止について（改正法による改正前の法第36条第2項及び第3項関係）

追認制度の廃止に伴い、無願埋立てについては、免許権者は法第35条第1項の規定による原状回復又は同条第2項の規定による土砂その他の物件の国有帰属の厳正な措置をとらなければならないこととなつたので、この点十分留意すること。

9 主務大臣の認可について（法第47条第1項、令第32条関係）
認可申請書は、別記様式(2)によること。

10 経過措置について（改正法附則第2項関係）

改正法施行前に免許された埋立てについての法令の適用については、改正法附則第2項の規定により、すべて従前の例によることとなつているので、その取扱いに留意すること。

11 その他

(1) 関係先との調整について

免許権者は、法第2条第1項の規定による免許、法第13条ノ2第1項の規定による許可又は法第29条第1項の規定による許可をするに当たっては、関係の環境保全部局と十分調整し、また、必要に応じて、関係機関とも十分調整して行うこと。

(2) 免許等の条件について

埋立ての免許、許可その他の処分に条件を付するに当たっては、出願人等に対して不当な義務を課すことにならないよう配慮すること。

(3) 埋立地の遊休化防止について

今回の法改正の趣旨に沿って、埋立地の適正な利用の確保に資するため、埋立地の遊休化防止に努めるものとし、分譲を目的とする埋立てについては、埋立地の処分契約において買い戻しの特約をつけさせる等とし、また、その他の埋立てにあつても、相当の期間内に用途に従った利用を開始させられるよう適切な指導を行うこと。

(4) 従来の通達の取扱いについて

従来の公有水面埋立法関係の通達であつて、本法令及び本通達に抵触するものは、その部分に限り、改廃されたものとして取り扱われたいこと。

別記様式(1)

第〇〇号

免 許 書

出願人氏名

昭和〇〇年〇月〇〇日付けで出願のあつた〇〇地先の公有水面埋立てについては、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により別紙(1)の条件を付して免許し、同法第13条の規定により別紙(2)のとおり指定する。

昭和〇〇年〇月〇〇日

〇〇都道府県知事

〇〇港湾管理者の長〇〇

別紙(1)

免 許 条 件

1 免許料について

(例) (1) 埋立ての免許料の額は、金〇〇円とする。

(2) 免許料のうち金〇〇円の納付期限は、昭和〇〇年〇月〇〇日とする。

2 埋立てに関する工事の実施設計の認可申請について

(例) 昭和〇〇年〇月〇〇日までに埋立てに関する工事の実施設計書を作成し、実測平面図、求積平面図、埋立地横断面図、埋立地縦断面図及び工作物構造図を添付して、〇〇都道府県知事（〇〇港湾管理者の長〇〇）にその認可を申請すること。

3 埋立てに関する工事の届出について

(例) 埋立てに関する工事に着手したときは、直ちに、〇〇都道府県知事（〇〇港湾管理者の長〇〇）に着手の年月日を届け出ること。

4 法第24条第1項ただし書の規定による公共帰属について

(例) 埋立地のうち、別添図面のとおり、〇〇用地として〇〇㎡を〇〇に、〇〇用地として〇〇㎡を〇〇に帰属させる。

5 埋立てに関する工事の施行について

(例) (1) 埋立てに関する工事の施行中は、日出前及び日没後においては、船舶航行の安全のため、適当な場所に標灯を掲げること。

(2) 埋立てに関する工事は、日出前及び日没後においては、施行しないこと。

6 埋立地の護岸等の維持、修繕等について

(例) 4の埋立地を除き、埋立地の護岸、堤防、岸壁の維持、修繕及び災害復旧は、〇〇の責任において行うこと。

7 埋立区域の境界標の設置について

(例) 埋立区域の境界を区画し、〇〇の責任において境界標を設置すること。

8 添付図書の変更について

(例) 願書の添付図書のうち、則第2条第4号並びに第3条第5号及び第7号から第9号までの図書を変更して実施する場合は、〇〇都道府県知事（〇〇港湾管理者の長〇〇）の許可を受けること。

9 令第7条の法人について

(例) 埋立地の処分が終わるまでの間は、令第7条各号に掲げる条件に適合しなくなるような変更をしないこと。

10 埋立てに関する工事の進捗状況の報告について

(例) (1) 埋立てに関する工事の施行中は、毎年4月30日までに〇〇都道府県知事(〇〇港湾管理者の長〇〇)に関係図面を添付して前年度の工事の進捗状況を報告すること。

(2) 〇〇都道府県知事(〇〇港湾管理者の長〇〇)が埋立てに関する工事の進捗状況の報告を求めたときは、その都度、速やかにこれに応じること。

付 記

イ ここに掲げた免許条件は、通常の埋立免許に際し付すべきものを例示したものであり、これに限定する趣旨ではないこと。

ロ 1 (例) (2)は、令第19条第1項ただし書を適用する場合に付すること。

ハ 2は、埋立てに関する工事の実施設計の認可申請をさせる必要がある場合に付すること。

別紙(2)

指 定 書

1 埋立てに関する工事の着手の期間について

(例) 免許の日から起算して〇月以内に埋立てに関する工事に着手しなければならない。

2 埋立てに関する工事の竣工の期間について

(例) 埋立てに関する工事に着手した日より〇年以内に埋立てに関する工事を竣工しなければならない。

付 記

イ 1は、別紙(1)免許条件2の場合には、「免許の日」に代えて「埋立てに関する工事の実施設計の認可の日」とすること。

ロ 2は、埋立てに関する工事の施行区域を2以上の区域に分割し、それぞれの区域について異なる指定をするときは、当該区域を明示して指定すること。

○○大臣殿

○○都道府県知事
○○港湾管理者の長○○

公有水面埋立免許に係る認可について（申請）

昭和○○年○月○○日付けで○○から出願のあつた○○地先における公有水面埋立てについては、審査の結果、下記により、別紙案のとおり免許したいので、認可申請します。

記

- 1 埋立ての必要性に関する判断
- 2 免許基準に関する判断
 - (1) 法第4条第1項第1号
 - (2) 法第4条第1項第2号
 - (3) 法第4条第1項第3号
 - (4) 法第4条第1項第4号
 - (5) 法第4条第1項第5号
 - (6) 法第4条第1項第6号
- 3 利害関係人に対する措置
 - (1) 法第4条第3項の権利者の同意
 - (2) 法第3条第1項の地元市町村長の意見及びこれに対する評価
 - (3) 法第3条第3項の利害関係者の意見及びこれに対する評価
 - (4) 法第10条の水面利用施設に対する措置
- 4 関係部局及び関係機関との調整
- 5 免許条件を付する理由
- 6 添付図書
 - (1) 法第3条第1項の告示の写し
 - (2) 法第3条第1項の地元市町村長への諮問書の写し、地元市町村長の意見書の写し及び議会の議決を証する書面の写し
 - (3) 法第3条第3項の利害関係者の意見書の写し
 - (4) 関係部局及び関係機関の意見書の写し
 - (5) 免許料算定の根拠を示す書面
 - (6) 埋立免許願書の副本
 - (7) 埋立免許願書及び添付図書の写し

付 記

- イ 埋立区域を制限して免許する場合にあつては、その理由を明記すること。
- ロ 競願の場合にあつては、その出願に対してとつた措置及びその理由を明記すること。

公有水面埋立法の一部改正について

(昭和49年6月14日港管第1581号、建設省河政発第58号
港湾局管理課長、河川局水政課長から港湾管理者の長、都道府県知事あて)

公有水面埋立法の一部を改正する法律（昭和48年法律第84号）、公有水面埋立法施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第56号）及び公有水面埋立法施行規則（昭和49年運輸省・建設省令第1号）の施行については、昭和49年6月14日付け港管第1580号・建設省河政発第57号により運輸省港湾局長・建設省河川局長名をもつて通達したところであるが、同法令の解釈又は運用に当たっては、同通達のほか、下記事項に留意したうえ、遺憾のないようされたい。

記

1 設計の概要について（則第1条別記様式第1記4関係）

イ 則第1条別記様式第1記4「設計の概要」(3)の「埋立てに関する工事の施行方法」には、少なくとも、埋立法、埋立てに用いる土砂等の種類及び埋立てに関する工事の施行順序が記載されているものであること。

ロ 則第1条別記様式第1記4「設計の概要」(4)の「公共施設の配置及び規模の概要」のうち公共施設の規模とは、公共施設の敷地面積の大きさの意味であること。

2 一般平面図及び海図について（則第2条第1号イ及びニ関係）

イ 「一般平面図」は、原則として国土地理院の刊行したものであること。

ロ 「海図」は、海上保安庁の刊行したものであること。

3 却下について（法第3条第1項ただし書関係）

「却下セラルベキモノナルトキ」とは、次の場合をいうものであること。

イ 所定の図書が不足している等出願手続上瑕疵がある場合

ロ 免許基準に適合していないことが明白である場合

4 公園、緑地及び広場に関する技術的細目について（則第5条第2号関係）

則第5条第2号の公園・緑地及び広場に関する技術的細目を適用するに当たっては、環境保全等の重要性にかんがみ、埋立地の規模、用途、区画割及び周辺の状況を勘案して、全体として十分なオープンスペースが確保されることとなるよう運用することとし、例えば、主たる用途が住宅用地である埋立てについての公園・緑地及び広場の割合は、おおむね埋立地の10パーセント以上を目途とすること。

5 埋立地に関する権利の移転又は設定の許可について（法第27条関係）

電気事業、ガス事業、熱供給事業、石油パイプライン事業等の用に供する施設等の設置のための処分、農地法に基づく農地保有合理化法人が行う農地保有合理化事業に関して必要となる処分等当該処分が公共性、公益性が高いと認められる必要性に基づくものについては、その点十分配慮して許可することは差し支えないものであること。

6 関係先との調整について

イ 免許権者は、法第2条第1項の規定による免許又は法第13条ノ2第1項の規定による許可（設計の概要の変更に係るものに限る。）をするに当たっては、その埋立てが港則法又は海上交通安全法の適用区域内で行われる場合であつて、船舶交通に危険を及ぼすおそれがあると認められるときは、あらかじめ、所轄の海上保安部長又は海上保安監部長の海上交通の安全の観点からする意見を求めること。

ロ 免許権者は、農地法の対象となる農地又は採草放牧地について法第29条の許可に関する処分をしようとする場合は、あらかじめ、農地法第4条又は第5条の許可権者との調整を図ること。

公有水面埋立法施行令の一部改正につ

いて 〔昭和61年7月18日港管第2052号、建設省河政発第43号
港湾局長、河川局長から港湾管理者の長、都道府県知事あて〕

公有水面埋立法施行令の一部を改正する政令（昭和61年政令第257号）は、昭和61年7月11日に公布・施行され、埋立地を他人に譲渡し、又は他人をして使用せしむることを主たる目的とする埋立て（以下「分譲埋立て」という。）を行うことができる法人が満たすべき国等の公的主体の出資比率の要件について、地域の総合的發展に著しく寄与すること等の条件を満たす分譲埋立てを実施しようとする場合には、3分の1を超えることをもつて足りることとなつた。これは、埋立事業において民間事業者の能力を活用する機会を拡大するための措置であるが、分譲埋立ての性格にかんがみ、地域の総合的發展に著しく寄与する等の条件を満たす事業に対象事業を限定することにより埋立地の処分、利用等が公的な意図に沿って行われることを確保し、かつ、法人の基本的な意思決定について公的主体が拒否権を確保することによつて、埋立事業の適正な実施を図ろうとするものである。したがつて、本政令の施行に当たつては、この趣旨を踏まえ、下記の点に留意の上、遺憾のないようにされたい。

なお、本改正は、環境保全への配慮等他の免許基準を変更するものではなく、環境に及ぼす影響等について慎重に審査すべきことは従前と同様であるので、念のため申し添える。

記

- 1 「産業ノ振興、生活環境ノ向上又ハ流通機能ノ増進ヲ図ルコトヲ目的トシ」とは、少なくとも次の各号を満たすこと。
 - (1) 埋立地の利用計画において、産業の振興等の実現を目的としていることが具体的に明確であり、かつ、その内容が埋立地の位置、用途、周辺地域との関係等からみて適切かつ合理的であること。
 - (2) 埋立事業が、次のような客観的な基準に適合する良質な事業であつて、埋立ての目的の達成が十分に確実であること。
 - (イ) 産業の振興を図るものにあつては、産業の種類に応じて、工場立地法第4条の準則その他産業施設の整備の指針等を考慮の上、効率的、効果的な産業活動を行わしめるに足るものであると認められること。
 - (ロ) 生活環境の向上を図るものにあつては、都市計画法第33条の開発許可基準等を考慮の上、良好な生活環境を形成するに足るものであると認められること。
 - (ハ) 流通機能の増進を図るものにあつては、流通業務市街地の整備に関する法律第3条に定める基本方針等を考慮の上、高度な流通機能を実現するに足るものであると認められること。
- 2 「地域ノ総合的發展ニ著シク寄与スベキ埋立」とは、少なくとも次の各号を満たすこと。
 - (1) 地域を総合的に整備し、改善し、又は振興するための計画であつて、地方公共団体が自ら策定し、又は承認した計画に沿つて行われることが明らかな埋立てであること。
 - (2) (1)の計画の内容に照らし、当該埋立てを早期に実現することが必要かつ合理的であること。
- 3 「工事ノ竣功後三年内ニ埋立地ノ処分ヲ完了スル見込確實ナルモノ」であるかどうかは、処分計画のみではなく、周辺地域の公共施設の整備等の客観的な見通しを踏まえて判断すること。

公有水面埋立法施行令の一部改正について

〔昭和61年7月18日港管第2052号、建設省河政発第44号
港湾局管理課長、河川局水政課長から港湾管理者の長、都道府県知事あて〕

公有水面埋立法施行令の一部を改正する政令（昭和61年政令第257号）の施行については、昭和61年7月18日付け港管第2052号・建設省河政発第43号をもつて運輸省港湾局長・建設省河川局長（以下「局長通達」という。）より通達されたところであるが、同通達によるほか、下記に留意の上遺憾のないようにされたい。

記

- 1 公有水面埋立法施行令第7条第2号ただし書の適用を受ける埋立てに係る公有水面埋立法施行規則第3条第10号の図書は、国等の出資比率の状況を記載した書類及び当該埋立てと地域の総合的發展との関係を示した書類とすること。
- 2 局長通達記2(1)の「計画」は、その策定又は承認に当たつて当該地方公共団体の環境保全部局、水産部局、都市計画部局その他関係部局が関与した総合的な計画であること。
- 3 局長通達記2(1)の「計画」に、具体的に埋立計画が記載されていることは必ずしも必要ではないこと。

公有水面埋立法施行令第32条第3号の
規定による港湾に係る認可の取扱いに
ついて 〔平成2年4月2日港管第719号
港湾局長から港湾管理者の長、都道府県知事あて〕

公有水面埋立法施行令（大正11年勅令第194号。以下「令」という。）第32条第3号〔現令第1号〕の規定による甲号港湾及び乙号港湾については、平成2年運輸省告示第164号をもつてこれを新たに指定したところであるが、これにあわせ、今般、埋立ての認可に関する事務処理の一層の円滑化を図るため、令第32条の規定による運輸大臣の認可を要することとされている乙号港湾の埋立てについて、下記のとおり取扱いの方針を定めたので、遺漏のないよう取り計らいたい。

なお、昭和29年9月15日付港管第2127号「公有水面埋立法施行令第32条第1項第4号の規定による港湾の指定について」及び昭和50年9月22日付港管第2596号「重要港湾の港湾区域内における埋立免許に係る大臣認可について（依命通達）」は、廃止する。また、貴都道府県管内の市町村管理に係る地方港湾の港湾管理者の長には、貴職よりこの旨周知方お願いする。

記

令第32条第3号〔現令第1号〕の乙号港湾の「其ノ港湾ノ利用ニ著シク影響ヲ及ボスノ虞アル」埋立てとは、次に該当する埋立てとする。

- 1 港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第2条第9項に規定する避難港の港湾の区域における埋立て。
- 2 法第2条第2項に規定する重要港湾の港湾の区域における埋立てで、その埋立区域の面積が1ヘクタールを超えるもの。
- 3 航路、泊地若しくは船だまりの用に供する水域又はこれに隣接する水域の埋立てで、当該港湾における船舶の航行若しくは停けい泊、事業活動又は土地利用等に著しい変動を及ぼすおそれがあるか又は著しい支障を及ぼすおそれがあるもの。